

## CISG-AC 意見第 1 号

### 「CISG の下における電子的通信」

(2003 年 8 月 15 日、ラポルトゥール：クリスティーナ・ランバーグ教授 (スウェーデン, イェーテボリ大学))

本意見は C I S G - A C によって全員一致で採択された。

議長 ペーター・シュレヒトリム (Peter Schlechtriem)  
委員 エリック・バーグステン (Eric Bergsten)、ミヒャエル・ヨアヒム・ボネル (Michael Joachim Bonell)、アレハンドロ・ガロ (Alejandro M. Garro)、ロイ・グッド (Roy M. Goode)、セルゲイ・N・レベデフ (Sergei N. Lebedev)、ピラー・ペラーレス・ヴィスカシラス (Pilar Perales Viscasillas)、ヤン・ランバーグ (Jan Ramberg)、インゲボルグ・シュヴェンツァー (Ingeborg Schwencher)、曾野裕夫 (Hiroo Sono)、クロード・ヴィッツ (Claude Witz)  
事務局 ルーカス・ミステリス (Loukas A. Mistelis)

### CISG 第 11 条

売買契約は、書面によって締結し、又は証明することを要しないものとし、方式について他のいかなる要件にも服さない。売買契約は、あらゆる方法（証人を含む。）によって証明することができる。

#### 【意見】

契約は、電子的通信によって締結することができ、また電子的通信を証拠とすることができ。

### CISG 第 13 条

この条約の適用上、「書面」には、電報及びテレックスを含む。

#### 【意見】

C I S G で用いられている「書面」という語には、読み取り可能な形で取り出すことが可能なあらゆる電子的通信も含まれる。

### CISG 第 15 条

- (1) 申込みは、相手方に到達した時にその効力を生ずる。
- (2) 申込みは、撤回することができない場合であっても、その取りやめの通知が申込みの到達時以前に相手方に到達するときは、取りやめることができる。

**【意見】**

本条にいう「到達」とは、電子的通信が被申込者のサーバに入った時点のことを指す。

申込みは、それが撤回不能のものであっても、その取りやめの通知が申込みの到達前または到達と同時に被申込者のサーバに入ったときは、これを取りやめることができる。ただし、被申込者が、明示的または黙示的に、当該種類の電子的通信を、当該フォーマットで、当該アドレスにおいて受領することに同意していることが、電子的通信による申込取りやめの前提条件である。

**CISG 第 16 条(1)**

- (1) 申込みは、契約が締結されるまでの間、相手方が承諾の通知を発する前に撤回の通知が当該相手方に到達する場合には、撤回することができる。

**【意見】**

電子的に通信がなされる場合において、本条にいう「到達」とは、電子的通信が被申込者のサーバに入った時点のことを指す。申込みを撤回するためには、その撤回の通知が、被申込者が承諾を発信する前に被申込者のサーバに入らなければならない。被申込者が、明示的または黙示的に、当該種類の電子的通信を、当該フォーマットで、当該アドレスにおいて受領することに同意していることが前提条件である。

電子的に通信がなされる場合において、本条にいう「発信」とは、承諾の通知が被申込者のサーバを出た時点のことを指す。申込者が申込みを撤回するためには、撤回の通知が、被申込者の承諾が被申込者のサーバを出る前に、そのサーバに入るようにしなければならない。申込者が、明示的または黙示的に、当該種類の電子的通信を、当該フォーマットで、当該アドレスにおいて受領することに同意していることが前提

条件である。

## CISG 第 17 条

申込みは、撤回することができない場合であっても、拒絶の通知が申込者に到達した時にその効力を失う。

### 【意見】

本条にいう「到達」とは、電子的通信が申込者のサーバに入った時点のことを指す。申込みは、拒絶の通知が申込者のサーバに入った時点で効力を失う。申込者が、明示的または黙示的に、当該種類の電子的通信を、当該フォーマットで、当該アドレスにおいて受領することに同意していることが前提条件である。

## CISG 第 18 条(2)

(2) 申込みに対する承諾は、同意の表示が申込者に到達した時にその効力を生ずる。同意の表示が、申込者の定めた期間内に、又は期間の定めがない場合には取引の状況（申込者が用いた通信手段の迅速性を含む。）について妥当な考慮を払った合理的な期間内に申込者に到達しないときは、承諾は、その効力を生じない。口頭による申込みは、別段の事情がある場合を除くほか、直ちに承諾されなければならない。

### 【意見】

承諾は、電子的な同意の意思表示が申込者のサーバに入った時にその効力を生ずる。ただし、申込者が、明示的または黙示的に、当該種類の電子的通信を、当該フォーマットで、当該アドレスにおいて受領することに同意している場合に限る。

本条にいう「口頭」には、電子的に伝達されるリアルタイム（即時応答性）の音声およびリアルタイム（即時応答性）の電子的通信を含む。リアルタイムの通信によって電子的に伝達された申込みは、特段の事情がある場合を除き直ちに承諾されなければならない。ただし、名宛人が、明示的または黙示的に、当該種類の電子的通信を、当該フォーマットで、当該アドレスにおいて受領することに同意している場合に限る。

## CISG 第 19 条(2)

- (2) 申込みに対する承諾を意図する応答は、追加的な又は異なる条件を含む場合であっても、当該条件が申込みの内容を実質的に変更しないときは、申込者が不当に遅滞することなくその相違について口頭で異議を述べ、又はその旨の通知を発した場合を除くほか、承諾となる。申込者がそのような異議を述べない場合には、契約の内容は、申込みの内容に承諾に含まれた変更を加えたものとする。

### 【意見】

本条にいう「口頭」には、電子的に伝達される音声を含む。ただし、名宛人が、明示的または黙示的に、当該種類の電子的通信を、当該フォーマットで、当該アドレスにおいて受領することに同意している場合に限る。

本条にいう「通知」には、電子的通信を含む。ただし、名宛人が、明示的または黙示的に、当該種類の電子的メッセージを、当該フォーマットで、当該アドレスにおいて受領することに同意している場合に限る。

## CISG 第 20 条(1)

- (2) 申込者が電報又は書簡に定める承諾の期間は、電報が発信のために提出された時から又は書簡に示された日付若しくはこのような日付が示されていない場合には封筒に示された日付から起算する。申込者が電話、テレックスその他の即時の通信の手段によって定める承諾の期間は、申込みが相手方に到達した時から起算する。

### 【意見】

申込者が定めた承諾期間は、リアルタイム（即時応答）の電子的通信においては、申込みが被申込者のサーバに入った時点から起算する。

申込者が定めた承諾期間は、電子メールを用いた通信においては、電子メールを用いた通信の発信の時点から起算する。

「即時の通信の手段」は、リアルタイム（即時応答）の電子的通信を含む。

本条にいう「到達」は、電子的通信が被申込者のサーバに入った時点のことを指すと解釈すべきである。

#### **CISG 第 21 条(1)**

- (1) 遅延した承諾といえども、申込者が遅滞なく、被申込者に対しこれを有効な承諾として扱う旨を口頭で通知し又はその旨の通知を発したときには、承諾としての効力を有する。

##### **【意見】**

本条にいう「口頭」には、電子的に伝達される音声を含む。ただし、被申込者が、明示的または黙示的に、当該種類の電子的通信を、当該フォーマットで、当該アドレスにおいて受領することに同意している場合に限る。

本条にいう「通知」には、電子的通信を含む。ただし、被申込者が、明示的または黙示的に、当該種類の電子的メッセージを、当該フォーマットで、当該アドレスにおいて受領することに同意している場合に限る。

#### **CISG 第 21 条(2)**

- (2) 遅延した承諾が記載された書簡その他の書面が、通信状態が通常であったとしたならば期限までに申込者に到達したであろう状況の下で発送されたことを示している場合には、当該承諾は、承諾としての効力を有する。ただし、当該申込者が自己の申込みを失効していたものとするを遅滞なく相手方に対して口頭で知らせ、又はその旨の通知を発した場合は、この限りでない。

##### **【意見】**

本条にいう「書面」には、読み取り可能な形で取り出すことが可能なあらゆる種類の電子的通信を含む。したがって、遅延した承諾が電子的形態による場合であっても、

本条に基づいて承諾として効力を有することがありうる。

本条にいう「口頭」には、電子的に伝達される音声その他のリアルタイム（即時応答）の通信を含む。ただし、被申込者が、明示的または黙示的に、当該種類の電子的通信を、当該フォーマットで、当該アドレスにおいて受領することに同意している場合に限る。

本条にいう「通知」には、電子的通信を含む。ただし、名宛人が、明示的または黙示的に、当該種類の電子的メッセージを、当該フォーマットで、当該アドレスにおいて受領することに同意している場合に限る。

本条にいう「発信」とは、通知が被申込者のサーバを出た時点を指す。被申込者が、明示的または黙示的に、当該種類の電子的通信を、当該フォーマットで、当該アドレスにおいて受領することに同意していることが前提条件である。

## CISG 第 22 条

承諾は、その取りやめの通知が当該承諾の効力の生ずる時以前に申込者に到達する場合には、取りやめることができる。

### 【意見】

本条にいう「到達」とは、電子的通信が申込者のサーバに入った時点を指す。ただし、申込者が、明示的または黙示的に、当該種類の電子的メッセージを、当該フォーマットで、当該アドレスにおいて受領することに同意している場合に限る。

## CISG 第 24 条

この部の規定の適用上、申込み、承諾の意思表示その他の意思表示が相手方に「到達した」時とは、申込み、承諾の意思表示その他の意思表示が、相手方に対して口頭で行われた時又は他の方法により相手方個人に対し、相手方の営業所若しくは郵便送付先に対し、若しくは相手方が営業所及び郵便送付先を有しない場合には相手方の常居所に対して届けられた時とする。

**【注釈】**

本条にいう「到達」とは、電子的通信が名宛人のサーバに入った時点を目指す。ただし、名宛人が、明示的または黙示的に、当該種類の電子的通信を、当該フォーマットで、当該アドレスにおいて受領することに同意している場合に限る。

本条にいう「口頭」には、電子的に伝達される音声その他のリアルタイム（即時応答）の通信を含む。ただし、名宛人が、明示的または黙示的に、当該種類の電子的通信を、当該フォーマットで、当該アドレスにおいて受領することに同意している場合に限る。

**CISG 第 26 条**

契約の解除の意思表示は、相手方に対する通知によって行われた場合に限り、その効力を有する。

**【意見】**

本条にいう「通知」には、電子的通信を含む。ただし、名宛人が、明示的または黙示的に、当該種類の電子的メッセージを、当該フォーマットで、当該アドレスにおいて受領することに同意している場合に限る。

**CISG 第 27 条**

この部に別段の明文の規定がある場合を除くほか、当事者がこの部の規定に従い、かつ、状況に応じて適切な方法により、通知、要求その他の通信を行った場合には、当該通信の伝達において遅延若しくは誤りが生じ、又は当該通信が到達しなかったときでも、当該当事者は、当該通信を行ったことを援用する権利を奪われない。

**【意見】**

通知、要求その他の通信は、名宛人が明示的または黙示的に、当該種類の電子的メ

メッセージを、当該フォーマットで、当該アドレスにおいて受領することに同意していれば、電子的になすことができる。

### **CISG 第 32 条(1)**

- (1) 売主は、契約又はこの条約に従い物品を運送人に交付した場合において、当該物品が荷印、船積書類その他の方法により契約上の物品として明確に特定されないときは、買主に対して物品を特定した発送の通知を行わなければならない。

#### **【意見】**

本条にいう「通知」には、電子的通信を含む。ただし、買主が、明示的または黙示的に、当該種類の電子的メッセージを、当該フォーマットで、当該アドレスにおいて受領することに同意している場合に限る。

### **CISG 第 39 条**

- (2) 買主は、物品の不適合を発見し、又は発見すべきであった時から合理的な期間内に売主に対して不適合の性質を特定した通知を行わない場合には、物品の不適合を援用する権利を失う。

#### **【意見】**

本条にいう「通知」には、電子的通信を含む。ただし、売主が、明示的または黙示的に、当該種類の電子的メッセージを、当該フォーマットで、当該アドレスにおいて受領することに同意している場合に限る。

### **CISG 第 43 条**

- (1) 買主は、第三者の権利又は請求を知り、又は知るべきであった時から合理的な期間内に、売主に対してそのような権利又は請求の性質を特定した通知を行わない場合には、前二条の規定に依拠する権利を失う。
- (2) 売主は、第三者の権利又は請求及びその性質を知っていた場合には、(1)の規定に依拠することができない。

**【意見】**

本条にいう「通知」には、電子的通信を含む。ただし、売主が、明示的または黙示的に、当該種類の電子的メッセージを、当該フォーマットで、当該アドレスにおいて受領することに同意している場合に限る。

**CISG 第 47 条**

- (1) 買主は、売主による義務の履行のために合理的な長さの付加期間を定めることができる。
- (2) 買主は、(1)の規定に基づいて定めた付加期間内に履行をしない旨の通知を売主から受けた場合を除くほか、当該付加期間内は、契約違反についてのいかなる救済も求めることができない。ただし、買主は、これにより、履行の遅滞について損害賠償の請求をする権利を奪われない。

**【意見】**

本条にいう「通知」には、電子的通信を含む。

**CISG 第 63 条**

- (1) 売主は、買主による義務の履行のために合理的な長さの付加期間を定めることができる。
- (2) 売主は、(1)の規定に基づいて定めた付加期間内に履行をしない旨の通知を買主から受けた場合を除くほか、当該付加期間内は、契約違反についてのいかなる救済も求めることができない。ただし、売主は、これにより、履行の遅滞について損害賠償の請求をする権利を奪われない。

**【意見】**

本条にいう「通知」には、電子的通信を含む。

**CISG 第 65 条**

- (1) 買主が契約に従い物品の形状、寸法その他の特徴を指定すべき場合において、合意した期日に又は売主から要求を受けた時から合理的な期間内に買主がその指定を行わないときは、売主は、自己が有する他の権利の行使を妨げられることなく、自己の知ることができた買主の必要に応じて、自らその指定を行うことができる。
- (2) 売主は、自ら(1)に規定する指定を行う場合には、買主に対してその詳細を知らせ、かつ、買主がそれと異なる指定を行うことができる合理的な期間を定めなければならない。買主がその通信を受けた後、その定められた期間内に異なる指定を行わない場合には、売主の行った指定は、拘束力を有する。

**【意見】**

指定および通信は電子的になしうる。ただし、名宛人が、明示的または黙示的に、そのような通信を受領することに同意している場合に限る。

**CISG 第 67 条**

- (1) 売買契約が物品の運送を伴う場合において、売主が特定の場所において物品を交付する義務を負わないときは、危険は、売買契約に従って買主に送付するために物品を最初の運送人に交付した時に買主に移転する。売主が特定の場所において物品を運送人に交付する義務を負うときは、危険は、物品をその場所において運送人に交付する時まで買主に移転しない。売主が物品の処分を支配する書類を保持することが認められている事実は、危険の移転に影響を及ぼさない。
- (2) (1)の規定にかかわらず、危険は、荷印、船積書類、買主に対する通知又は他の方法のいずれによるかを問わず、物品が契約上の物品として明確に特定される時まで買主に移転しない。

**【意見】**

本条にいう「通知」には、電子的通信を含む。ただし、買主が、明示的または黙示的に、当該種類の電子的通信を、当該フォーマットで、当該アドレスにおいて受領することに同意している場合に限る。

**CISG 第 71 条**

- (1) 当事者の一方は、次のいずれかの理由によって相手方が義務の実質的な部分を履行しないであろうという事情が契約の締結後に明らかになった場合には、自己の義務の履行を停止することができる。
  - (a) 相手方の履行をする能力又は相手方の信用力の著しい不足
  - (b) 契約の履行の準備又は契約の履行における相手方の行動
- (2) 売主が(1)に規定する事情が明らかになる前に物品を既に発送している場合には、物品を取得する権限を与える書類を買主が有しているときであっても、売主は、買主への物品の交付を妨げることができる。この(2)の規定は、物品に関する売主と買主との間の権利についてのみ規定する。
- (3) 履行を停止した当事者は、物品の発送の前後を問わず、相手方に対して履行を停止した旨を直ちに通知しなければならない。また、相手方がその履行について適切な保証を提供した場合には、自己の履行を再開しなければならない。

**【意見】**

本条にいう「通知」には、電子的通信を含む。ただし、名宛人が、明示的または黙示的に、当該種類の電子的通信を、当該フォーマットで、当該アドレスにおいて受領することに同意している場合に限る。

**CISG 第 72 条**

- (1) 当事者の一方は、相手方が重大な契約違反を行うであろうことが契約の履行期日前に明白である場合には、契約の解除の意思表示をすることができる。
- (2) 時間が許す場合には、契約の解除の意思表示をする意図を有する当事者は、相手方がその履行について適切な保証を提供することを可能とするため、当該相手方に対して合理的な通知を行わなければならない。
- (3) (2)の規定は、相手方がその義務を履行しない旨の意思表示をした場合には、適用しない。

**【意見】**

本条にいう「通知」には、電子的通信を含む。ただし、名宛人が、明示的または黙示的に、当該種類の電子的通信を、当該フォーマットで、当該アドレスにおいて受領

することに同意している場合に限る。

### **CISG 第 79 条**

- (1) 当事者は、自己の義務の不履行が自己の支配を超える障害によって生じたこと及び契約の締結時に当該障害を考慮することも、当該障害又はその結果を回避し、又は克服することも自己に合理的に期待することができなかつたことを証明する場合には、その不履行について責任を負わない。
- (2) 当事者は、契約の全部又は一部を履行するために自己の使用した第三者による不履行により自己の不履行が生じた場合には、次の(a)及び(b)の要件が満たされるときに限り、責任を免れる。
  - (a) 当該当事者が(1)の規定により責任を免れること。
  - (b) 当該当事者の使用した第三者に(1)の規定を適用するとしたならば、当該第三者が責任を免れるであろうこと。
- (3) この条に規定する免責は、(1)に規定する障害が存在する間、その効力を有する。
- (4) 履行をすることができない当事者は、相手方に対し、(1)に規定する障害及びそれが自己の履行をする能力に及ぼす影響について通知しなければならない。当該当事者は、自己がその障害を知り、又は知るべきであった時から合理的な期間内に相手方がその通知を受けなかった場合には、それを受けなかったことによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- (5) この条の規定は、当事者が損害賠償の請求をする権利以外のこの条約に基づく権利を行使することを妨げない。

#### **【意見】**

本条にいう「通知」には、電子的通信を含む。ただし、名宛人が、明示的または黙示的に、当該種類の電子的通信を、当該フォーマットで、当該アドレスにおいて受領することに同意している場合に限る。

### **CISG 第 88 条(1)(2)**

- (1) 第 85 条又は第 86 条の規定に従い物品を保存する義務を負う当事者は、物品の占有の取得若しくは取戻し又は代金若しくは保存のための費用の支払を相手方が不合理に

遅滞する場合には、適切な方法により当該物品を売却することができる。ただし、相手方に対し、売却する意図について合理的な通知を行った場合に限る。

- (2) 物品が急速に劣化しやすい場合又はその保存に不合理な費用を伴う場合には、第 85 条又は第 86 条の規定に従い物品を保存する義務を負う当事者は、物品を売却するための合理的な措置をとらなければならない。当該当事者は、可能な限り、相手方に対し、売却する意図を通知しなければならない。

**【意見】**

本条にいう「通知」には、電子的通信を含む。ただし、名宛人が、明示的または黙示的に、当該種類の電子的通信を、当該フォーマットで、当該アドレスにおいて受領することに同意している場合に限る。

(訳・曾野裕夫)

[訳者による注記]

ここに訳出したのは、CISG-AC Opinion no 1, Electronic Communications under CISG, 15 August 2003. Rapporteur: Professor Christina Ramberg, Gothenburg, Sweden の「注釈(Comments)」を除いた「意見 (Opinion)」(いわゆる black letter 部分) の日本語訳である。「注釈」も含めた日本語訳は、「CISG-AC 意見第 1 号『CISG の下における電子的通信』」民商法雑誌 134 巻 1 号 107 頁 (2006 年) [曾野裕夫訳] として掲載されている。ただし、民商法雑誌掲載後に公表された CISG の政府公定訳に合わせて修正を加えた箇所がある(申込みの「破棄」→「取りやめ」, 「瞬時的通信手段」→「即時の通信の手段」)。